川崎都市計画緑地の変更 (川崎市決定)

都市計画緑地中、1号生田緑地を次のように変更する。

| 名 | 称 | | 片 里 | <i>丁</i> : 1字 | /# <u></u> | ±. | |
|----|------|---|--|---------------|------------|----|---|
| 番号 | 緑地 | 名 | 位 置 | 面 | 積 | 備 | 考 |
| 1 | 生田緑地 | | 川崎市多摩区枡形6丁目、枡形7丁目、 東生田1丁目、東生田2丁目、 東生田3丁目、東生田4丁目、 東三田2丁目、東三田3丁目、 東三田5丁目、宿河原2丁目、 長尾2丁目及び長尾3丁目 | 約179 | .7 ha | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 別紙理由書による。

理由書

川崎都市計画緑地の変更(1号生田緑地の変更)

都市内の公園緑地は、良好な市街地環境の保持のほか、レクリエーション、健康増進、景観 向上、防災など、快適で潤いのある都市環境を形成する上で根幹となる施設です。

生田緑地は、多摩川崖線軸の一角に位置し、本市の緑に関する施策である「川崎市緑の基本計画」や長期的視点に立った都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」において、緑と水のネットワーク形成上の核となる、重要な「みどり拠点」として位置付けられており、生田緑地の緑には単体としての価値だけではなく、本市の緑の連続性を構成する上で重要な役割を果たしています。

こうした中、生田緑地内に立地する向ヶ丘遊園が平成 14 年に閉園し、その跡地活用にあたって平成 16 年に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」を小田急電鉄と締結すると共に、平成 31 年に「生田緑地整備の考え方」をとりまとめ、向ヶ丘遊園跡地に残る貴重な緑の保全、生田緑地の魅力向上及び良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進めてまいりました。

本案は、向ヶ丘遊園跡地利用の方向性が定まったことを踏まえ、現在、都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在、都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進するために、都市計画緑地の区域の変更を行うものです。

新旧対照表

都市計画緑地中、1号生田緑地を次のように変更する。

| 新 | 名 | 称 | 位置 | 面積 | 備考 |
|---|----|-------|---|-------------------|----|
| 旧 | 番号 | 緑 地 名 | 14. [6. | 山 惧 | 備考 |
| 新 | 1 | 生田緑地 | 川崎市多摩区枡形6丁目、枡形7丁目、 東生田1丁目、東生田2丁目、 東生田3丁目、東生田4丁目、 東三田2丁目、東三田3丁目、 東三田5丁目、宿河原2丁目、 長尾2丁目及び長尾3丁目 | 約 <u>179.7</u> ha | |
| | | | 川崎市宮前区初山1丁目及び菅生1丁目 | | |
| 旧 | 1 | 生田緑地 | 川崎市多摩区枡形6丁目、枡形7丁目、 東生田1丁目、東生田2丁目、 東生田3丁目、東生田4丁目、 東生田3丁目、東三田3丁目、 東三田2丁目、東三田3丁目、 三田5丁目、宿河原2丁目、 長尾2丁目及び長尾3丁目 | 約 <u>179.3</u> ha | |
| | | | 川崎市宮前区初山1丁目及び菅生1丁目 | | |

都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画緑地1号生田緑地

- 1 追加する部分なし
- 2 削除する部分なし
- 3 変更する部分 川崎市 多摩区 長尾2丁目地内